

介護事業所の指定申請や加算届出は「電子申請届出システム」でペーパーレス化！ ぜひご活用ください

介護サービスの指定や加算届出などの報酬請求に関する申請届出が、ペーパーレスでできるようになりました。厚生労働省が新しいシステムの運用を開始したことに伴うものです。

- **みなさまの負担を軽減！**
- **登記情報提供サービス（法務省）とキャッシュレス決済（神戸市）を併用すると、書類の郵送も持参も不要**

URLはこちら
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

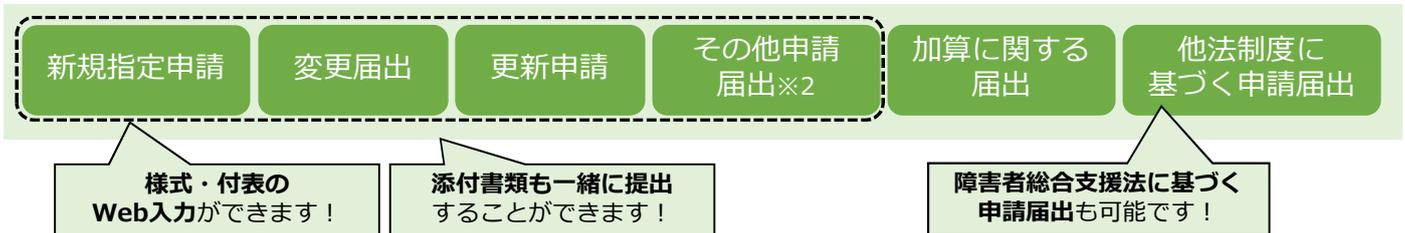
- ✓ 複数の申請届出をこのシステム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出に利用できます（申請届出の件数分だけ紙コピーを用意する必要がありません）
- ✓ 時間の効率化によりサービスの質の向上にもつながります

準備すること

URLはこちら（デジタル庁）
<https://qbiz-id.go.jp/top/>

- ✓ システムの利用には、**GビズID（プライムかメンバー）**が必要です
- ✓ GビズIDの取得は**2週間ほど**かかります

●このシステムで受付できる申請・届出の種類※1



※1：このシステムより実際に受け付ける申請・届出の種類について一部制約があります。
例：「処遇改善計画書・実績報告書」はe-KOBEを利用してください。

※2：「その他申請届出」とは、再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出などのことです。